

○知事の権限に属する事務の委任に関する規則

昭和41年9月28日山形県規則第70号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則をここに公布する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和39年4月県規則第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項及び第2項、同法第180条の2その他法令の規定に基づき、知事の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（権限委任の留保）

第2条 委任を受けた者は、委任事務であつても次の各号の一に該当する場合は、その処理について知事の指示を受けなければならない。

（1） 事案が重要又は異例と認められるとき。

（2） 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議の生ずるおそれがあるとき。

2 前項に定めるもののほか、知事が特に必要があると認める場合には、委任事務について報告を徴し、若しくは指示を行ない、又は自らその事務を行なうことができる。

（公所長に対する委任）

第3条 次の各号に掲げる事務は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第2条第8号に規定する公所（以下「公所」という。）の長に委任する。

（1） 次に掲げるものを除き、一般会計及び特別会計に属する歳出予算の配当及び配当替えを受けた額の範囲内で支出負担行為をすること。

イ 昭和39年4月県訓令第13号（管理換又は不用の決定に際し、知事の承認を受けるべき物品の指定）に定める物品の購入

ロ 工事の請負並びに工事に要する物件の購入及び借入れ（総合支庁長、農村整備課長（最上総合支庁に限る。）、水産振興課長、山形統合ダム管理課長、高坂ダム管理課長、荒沢ダム管理課長、山形空港事務所長、庄内空港事務所長及び港湾事務所長以外の公所長に係るものについては、1件の予定価格が500万円以内のものを除く。）

ハ 不動産の購入

ニ 用地及び物件の取得、使用に伴う補償

ホ 工事に係る調査、設計及び測量の委託

ヘ 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）との協定の締結

（2） 物品を取得（負担付寄附又は条件付寄附の受領による取得を除く。）し、管理し、及び処分すること並びに当該物品の管理を他の職員に委任すること。

（3） 山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）第3章第2節の規定の適用を受ける行政財産に係る次の事項

イ 自動販売機及び掲示板の設置に係る県の施設の床面積又は敷地に余裕がある部分の貸付けに関すること

ロ 短期間の使用に係る目的外使用許可に関すること

ハ 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設に係る目的外使用許可に関すること

ニ 目的外使用許可の更新に関すること

ホ ロ、ハ及びニに掲げる目的外使用許可に係る使用料の減免に関すること

（4） 不動産の無償借入れに関すること

2 次の各号に掲げる事務は、公所のうち当該公所に所属する職員について知事が任命権を有する公所の長に委任する。

（1） 失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）による次の事項

イ 第4条の規定による受給資格者に対する退職票の交付に関すること

ロ 第5条の規定による在職証の交付に関すること

ハ 第16条第1項の規定による退職票又は在職証の受理に関すること

ニ 第16条第2項の規定による退職票又は在職証の返付に関すること

ホ 第17条の規定による退職票又は在職証の再交付に関すること

- (2) 児童手当の認定に関する事
- (3) 日々雇用職員のうち、個別的に選考することが不適當な場合に包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未滿のものの雇用に関する事
(職員育成センター所長に対する委任)

第4条 次の各号に掲げる事務は、職員育成センター所長に委任する。

- (1) 研修生の入所及び退所の決定に関する事
- (2) 研修生の服務規律に関する事

第5条 削除

(こども医療療育センター所長に対する委任)

第5条の2 次に掲げる事務は、こども医療療育センター所長に委任する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護(次条において「生活介護」という。)及び第5条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び第7条第2項に規定する障害児入所支援の実施に関する事項

イ 利用契約に関する事

ロ 事業の運営についての重要事項に関する規程に関する事

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項に規定する地域生活支援事業(日中一時支援事業に限る。次条において「地域生活支援事業」という。)の契約に関する事

- (3) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターの業務その他の発達障がい者(同法第2条第1項に規定する発達障害を有する者をいう。)の支援に関する事

- (4) 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例(昭和24年5月県条例第29号)による次の事項

イ 第3条の規定による免除に関する事

(最上学園長、やまなみ学園長及び鳥海学園長に対する委任)

第5条の3 次に掲げる事務は、最上学園長、やまなみ学園長及び鳥海学園長に委任する。

- (1) 生活介護、短期入所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する施設入所支援並びに児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援の実施に関する事項

イ 利用契約に関する事

ロ 事業の運営についての重要事項に関する規程に関する事

- (2) 地域生活支援事業の契約に関する事

- (3) 山形県立児童福祉施設設置条例(昭和39年3月県条例第16号)による次の事項

イ 第3条第3項(第3条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による使用料の免除に関する事

(金谷寮長に対する委任)

第6条 次に掲げる事務は、金谷寮長に委任する。

- (1) 山形県婦人保護施設金谷寮条例(昭和39年3月県条例第15号)による次の事項

イ 第2条の規定による入寮の許可に関する事

ロ 第3条の規定による退寮処分に関する事

(保健所長に対する委任)

第7条 次の各号に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)による次の事項

イ 第6条第1項の規定による臨時の予防接種の実施に関する事

- (2) 母体保護に関する事項

イ 母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定に関する事

ロ 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)による次の事項

- (イ) 第1条第2項の規定による標識の交付に関する事
- (ロ) 第3条の規定による指定証の書換交付に関する事
- (ハ) 第5条の規定による指定証及び標識の再交付に関する事
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）による次の事項
 - イ 第39条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事
 - ロ 第40条第1項及び第8項の規定による水道用水の緊急応援命令に関する事
- (4) 山形県小規模水道条例（昭和44年3月県条例第7号）による次の事項
 - イ 第5条の規定による確認に関する事
 - ロ 第11条の規定による改善の指示に関する事
 - ハ 第12条の規定による給水の停止命令に関する事
 - ニ 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による次の事項
 - イ 第5条の規定による特定建築物の届出の受理に関する事
 - ロ 第11条の規定による立入検査等に関する事
 - ハ 第12条の5の規定による立入検査等に関する事
- (6) 感染症に関する事項
 - イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による次の事項
 - (イ) 第15条第1項の規定による質問及び調査に関する事
 - (ロ) 第15条の2第1項の規定による質問及び調査に関する事
 - (ハ) 第17条第1項及び第45条第1項の規定による健康診断の勧告に関する事
 - (ニ) 第17条第2項及び第45条第2項の規定による健康診断の措置に関する事
 - (ホ) 第27条第1項の規定による消毒の命令に関する事
 - (ヘ) 第27条第2項の規定による消毒の指示等に関する事
 - (ト) 第35条第1項の規定による立入検査、質問及び調査に関する事
 - (チ) 第43条第1項の規定による感染症指定医療機関に対する費用の負担に係る報告の徴収及び帳簿書類の検査に関する事
 - (リ) 第53条の7第1項の規定による健康診断に係る通報又は報告の受理に関する事
 - ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）による次の事項
 - (イ) 第20条の3第3項の規定による患者票の交付に関する事
 - (ロ) 第20条の3第5項の規定による病院又は診療所の変更の届出の受理に関する事
 - (ハ) 第20条の3第6項の規定による患者票の返納の受理に関する事
- (7) 食品表示法（平成25年法律第70号）による次の事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第5条第1項に規定する事項に係るものに限る。）
 - イ 第6条第1項及び第3項の規定による指示に関する事
 - ロ 第6条第5項の規定による命令に関する事
 - ハ 第6条第8項の規定による命令に関する事
 - ニ 第8条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関する事
 - ホ 第12条第1項及び第2項の規定による申出の受付並びに同条第3項の規定による調査及び措置に関する事
- (8) 人口動態調査に関する事項
 - イ 人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）第5条の規定による出生小票及び死亡小票の作成に関する事
- (9) 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）による次の事項
 - イ 第3条の規定による使用料又は手数料の減免（生活困難の事由によるものに限る。）に関する事

と

- (10) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による次の事項
 - イ 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理に関する事
 - ロ 第3条第4項の規定による住宅宿泊事業に係る変更の届出の受理に関する事
 - ハ 第3条第6項の規定による住宅宿泊事業の廃止等の届出の受理に関する事
 - ニ 第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関する事
 - ホ 第14条の規定による定期報告の受理に関する事
 - ヘ 第15条の規定による業務改善命令に関する事
 - ト 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事
 - チ 第41条第2項の規定による業務改善命令に関する事
 - リ 第45条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事

第8条 削除

（衛生研究所長に対する委任）

第9条 次の各号に掲げる事務は、衛生研究所長に委任する。

- (1) 研究生の研究期間、科目その他必要事項の決定に関する事
- (2) 研究生の入所に関する事
- (3) 研究生の誓約書の受理に関する事
- (4) 研究生の退所に関する事
- (5) 研究生の研究業績発表の許可に関する事
- (6) 研究修了証書の授与に関する事
- (7) 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例による次の事項
 - イ 第3条の規定による使用料又は手数料の減免（生活困難の事由によるものに限る。）に関する事

と

（精神保健福祉センター所長に対する委任）

第9条の2 次に掲げる事務は、精神保健福祉センター所長に委任する。

- (1) 山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）による次の事項
 - イ 第3条の規定による使用料又は手数料の減免（生活困難の事由によるものに限る。）に関する事

と

（工業技術センター所長に対する委任）

第10条 次の各号に掲げる事務は、工業技術センター所長に委任する。

- (1) 研究生の研究課程、研究期間その他必要事項の決定に関する事
- (2) 研究生の入所に関する事
- (3) 研究生の誓約書の受理に関する事
- (4) 研究生の退所に関する事
- (5) 研究修了証書の授与に関する事
- (6) 山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）による次の事項
 - イ 第3条の規定による手数料の減免に関する事

第11条及び第12条 削除

（家畜保健衛生所長に対する委任）

第13条 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長に委任する。

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による次の事項
 - イ 第4条第1項、第4条の2第1項、第13条第1項及び第2項（同条第1項ただし書及び第2項については、第13条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに同条第1項の規定による届出の受理に関する事
 - ロ 第4条の2第3項の規定による検査を受けるべき旨の命令に関する事
 - ハ 第7条の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示に関する事（第31条第2項において準用する場合を含む。）
 - ニ 第8条の規定による検査、注射、薬浴及び投薬を行なつた旨の証明書の交付に関する事（第31条第2項において準用する場合を含む。）
 - ホ 第9条及び第30条の規定による消毒方法等の実施の命令に関する事（ただし、当該命令を受け

る者が10人以下の場合に限る。)

- へ 第12条の4第1項の規定による家畜の頭羽数及び衛生管理状況についての報告の受理に関すること
- ト 第15条の規定による通行しや断に関すること
- チ 第21条第1項ただし書の規定による患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却をしないことについての許可に関すること
- リ 第24条ただし書の規定による家畜の死体等を埋却した土地の発掘の許可に関すること
- ヌ 第26条第1項の規定による消毒すべき旨の命令に関すること
- ル 第26条第3項の規定により家畜防疫員に倉庫等を消毒させることに関すること
- ヲ 第26条第5項の規定により家畜防疫員に設備を設置させることに関すること
- ワ 第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬の実施に関すること
- カ 第50条の規定による動物用生物学的製剤使用の許可に関すること
- ヨ 第52条第1項の規定による家畜の伝染性疾病を予防するための報告の請求に関すること(ただし、当該報告を求める者が50人以下の場合に限る。)

(2) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)による次の事項

- イ 第6条第1項の規定による死亡した牛の届出の受理に関すること

第14条 削除

(総合支庁長に対する委任)

第15条 次の各号に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による次の事項
 - イ 第11条第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整等に関すること(知的障がい者更生相談所の所管に係るものを除く。)
 - ロ 第11条第1項第2号イの規定による知的障害者の福祉に関する実情の把握に関すること
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による次の事項
 - イ 第17条、第19条(第26条の5において準用する場合を含む。)、第26条及び第26条の5において準用する第5条第2項並びに第26条の2の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給及び認定に関すること
 - ロ 第20条及び第21条(第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の停止に関すること
 - ハ 第22条(第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による被災状況の認定に関すること
 - ニ 第24条(第26条の5において準用する場合を含む。)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の不当利得の徴収に関すること
 - ホ 第26条及び第26条の5において準用する第11条及び第12条の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の停止及び支払の一時差止めに関すること
 - へ 第35条の規定による届出等の受理に関すること
 - ト 第36条の規定による受給資格者に対する書類その他の物件の提出命令等並びに障害児者に対する医師の診断を受けることの命令及び障害の状態の診断に関すること
 - チ 第37条の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の給付状況に係る資料の提供等に関すること
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)による次の事項
 - イ 第11条(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による指導又は助言に関すること
 - ロ 第24条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収に関すること
 - ハ 第25条(第19条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査等に関すること

第16条 削除

(道路監理員に対する委任)

第17条 次に掲げる事務は、道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項に規定する道路監理員に委任する。

- (1) 道路法による次の事項

イ 第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置命令、第47条の4第1項の規定による車両の通行に関する措置命令、第48条の12の規定による自動車専用道路における違反行為に対する措置命令及び第48条の16の規定による自転車専用道路等における違反行為に対する措置命令に関すること。

(教育委員会に対する委任)

第18条 次の各号に掲げる事務は、教育委員会に委任する。

- (1) 山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）による次の事項
イ 授業料等の徴収に関すること
- (2) 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）による次の事項
イ 修学資金の貸与、返還、打切り、休止、返還の猶予及び返還の免除に関すること
- (3) 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例（平成18年3月県条例第34号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例（昭和61年3月県条例第26号）による次の事項
イ 奨学金の返還、返還の猶予及び返還の免除に関すること
- (4) 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）による次の事項
イ 奨学金の貸与、返還、打切り、休止、返還の猶予及び返還の免除に関すること
- (5) 議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）による次の事項
イ 教育財産の目的外使用許可に係る使用料の減免に関すること
- (6) 山形県立博物館条例（昭和46年3月県条例第23号）による次の事項
イ 入館料の減免に関すること
- (7) 山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）による次の事項
イ 使用料の減免に関すること
ロ 利用料金の承認に関すること
- (8) 山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）による次の事項
イ 使用料の減免に関すること
ロ 利用料金の承認に関すること
- (9) 歳出予算の配当替えを受けた額の範囲内で支出負担行為（不動産の借入に係るものに限る。）をすること

(労働委員会に対する委任)

第19条 次に掲げる事務は、労働委員会に委任する。

- (1) 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のあつせんに関すること

(委員会に対する委任)

第20条 児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条及び第8条の規定による児童手当の認定及び支給に関する事務は、次の表の左欄に掲げる職員の所属区分に応じ当該右欄に掲げる者に委任する。ただし、同条の規定による児童手当の支給に関する事務の委任については企業管理者及び病院事業管理者に限るものとする。

| | |
|----------------------------|---------------|
| 議会事務局 | 議会事務局長 |
| 教育庁、県立学校、学校以外の教育機関及び市町村立学校 | 教育長 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局書記長 |
| 人事委員会事務局 | 人事委員会事務局長 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 |
| 警察本部及び警察署 | 警察本部長 |
| 労働委員会事務局 | 労働委員会事務局長 |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 海区漁業調整委員会事務局長 |

| | |
|-------|---------|
| 企業局 | 企業管理者 |
| 病院事業局 | 病院事業管理者 |

(他の規則等による委任)

第21条 この規則以外の規則等により委任された事務は、別表のとおりである。